

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	なんようし	ふりがな	かねやまちくかつせいかけいかく
計画主体名	南陽市	活性化計画名	金山地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和4年度～令和8年度 令和4年度～令和5年度	総事業費(交付金)	101,320千円(45,715千円)
活性化計画目標	関係人口の増加(滞在者数及び宿泊者数の増加):0人→16,000人	事業活用活性化計画目標	農観連携・グリーンツーリズムの促進(滞在者数及び宿泊者数の増加:0人→16,000人、地域産物の販売額の増加:0千円→8,000千円、農業体験会開催:0回→12回)

計画主体 確認の日付	令和4年2月28日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-----------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		活性化計画の目標である関係人口の増加(滞在者数及び宿泊者数の増加)は、活性化法及び国が策定した基本方針の趣旨である都市農村交流促進による農山漁村の活性化と適合する。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		目標の農観連携・グリーンツーリズムの促進並びに評価指標の滞在者数及び宿泊者数の増加、地域産物の販売額の増加及び農業体験会開催件数に対して、地域資源活用交流促進施設及び農林漁業・農山漁村体験施設の整備は妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか	○		活性化計画目標の関係人口の増加(滞在者数及び宿泊者数の増

	るか。			加) と、事業活用活性化計画目標の農観連携・グリーンツーリズムの促進は、整合性がとれている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		現在、他の活性化計画は実施されていない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		市総合計画に立てられた基本方針のひとつ「移住・定住の推進と交流・関係人口の創出」(p67) と整合がとれており、農業振興地域整備計画に抵触するものでもないことから、農用地からの除外の手続きを進めている。また、第2期南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略(地域再生計画)の、基本目標1「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」と基本目標2「南陽とのつながりを築き、南陽への新しい人の流れをつくる」の基本的方向及び施策と整合がとれている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		事業実施内容について、事業主体の(株)かねやま村は、地元住民42人が株主となっている地元主体による地域振興を目的とした組織であり、その株主総会において、協議、決定されている。 根拠資料:(株)かねやま村定期株主総会議案書及び議事録
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		(株)かねやま村の株主(役員及び一般株主)のうち約3割が女性。事業内容については、地域住民である株主の話し合いを通して発案されている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		実施主体である(株)かねやま村は会社法に基づく体制を整えており、それを計画主体である市の農林課農政係が支援する。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		活性化計画の目標として関係人口の増加(滞在者数及び宿泊者数の増加)を掲げているが、事業により建設する施設が農業体験用宿泊施設(農業体験機能)、直売所、加工所を備えた農家カフェ等複合交流施設であることから、整合性が確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		該当なし

1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		事業実施については、令和5年5月竣工、同年7月供用開始を予定しており、実施期間2年は適切である。また、令和6年4月から令和9年3月の3年間を評価期間として設けており、令和4年度から令和8年度までの計画期間は適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		農振除外については、令和4年3月に決定予定である。農地転用及び開発許可については、令和4年4月に農業委員会へ許可申請予定で、同年5月に許可を受ける見込みである。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		<ul style="list-style-type: none"> ・全体事業費：101,319,900円 ・交付対象事業費：91,433,100円（※） ・交付金要望額：45,715,000円 ・交付限度額：交付対象事業費（※）×交付額算定交付率1/2 =45,716,000円 以上のとおり、交付限度額の範囲内で要望している。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		活性化計画区域の中に用途地域は含まれていない。また、山村振興地域に指定されている。 農林地面積割合=1,059ha/1,108ha×100=95.6% 農林経営体割合=33経営体/139世帯×100=23.7%

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		今回、新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		建築図面は建築基準法に基づいて作成している。また、建築確認申請を行い、建築サポートセンターによる建築基準関係規定等の適合性の審査及び検査を受け適切に事業実施することとしている。

	<p>実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>	○		<p>建築物の構造は木造軸組工法とし、構造梁を一部化粧として現し床を無垢材のフローリングをメインとし、壁天井にも羽目板等の木質系の材料を取り入れる計画である。</p>
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	○		<p>耐力壁の計算に基づき、外周は耐力面材（ダイライト等）内部の主要箇所筋違（金物併用）を設置する。法令等に定める基準に基づき適正に事業実施することとしている。</p>
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	—		<p>該当なし</p>
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか</p>	○		<p>交付対象の施設は木造の建物で、主たる用途である飲食店用の耐用年数が22年であり、おおむね5年以上である。</p>
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）</p>	○		<p>農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第4の3の（1）の農林水産物販売促進効果、同4の（2）地域資源加工効果、同（4）地域関連産業波及効果により算定。 年効果額は9,828,840円、総合耐用年数は20年、還元率は0.0736、妥当投資額は133,544,022円、廃用損失額は0円、投資効率は1.318である。</p>
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか</p>	○		<p>投資効率=1.318</p>

2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		<p>実施要領の別表2における交付対象事業は、1階が「地域資源活用総合交流促進施設」、事業メニューは「㊸地域資源活用交流促進施設」、2階が「農林漁業・農山漁村体験施設」、事業メニューは「㊹農林漁業・農山漁村体験施設」で、要件類別は「農山漁村交流対策型」で事業は「農村地域等振興支援」である。</p> <p>事業内容は、1の(1)多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要となる農家カフェ等複合交流施設及び農林漁業・農山漁村体験用の滞在施設並びにこれらの附帯施設の整備である。</p> <p>対象地域となる金山地区全域は山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村であり、実施主体は地域に所在する地域活性化を目的とした住民出資による法人(株)かねやま村であり、農林漁業者の組織する団体の要件を満たしている。</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		<p>(株)かねやま村に対して交付するものであり、個人に対するものではない。また、市農林課が計画主体として事業を遂行するため、目的外使用のおそれはない。</p>
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○		<p>南陽市の観光客数はコロナ禍前で年間約110万人(出典:南陽市みらい戦略課「令和元年11月8日 市内現況分析資料」)存在しており、当該事業を行うことで既存観光客の南陽市滞在時間長期化による交流人口の増加を見込めると判断している。また、市内随一の観光名所である熊野大社から車で約5分という好立地であることを踏まえて利用計画を策定している。</p>
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		<p>近隣市町(置賜地区)には、競合すると思われる類似施設はなく、本施設は近隣市町からの集客も見込めるとの判断から利用計</p>

<p>利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか</p>	<p>○</p>	<p>画を策定している。</p> <p>直売所スペースにておいては、地域産の旬の農作物を中心に販売を行う。農作物の生産が減少する冬の期間においては、当施設に併設予定の加工場にて生産した地域産農作物を原料とした6次化商品の販売を強化する。農家カフェ（レストラン）のメニューにも積極的に地域産の農作物や加工品をメニューとして提供を行う計画である。(株)かねやま村は、人・農地プランの中心経営体に位置づけ予定で、金山地区での耕作放棄地での農業の担い手となり、受け入れた畑にて収穫した農作物においても当該施設の産直スペースを利用しての販売や、農作物を加工した6次化商品の販売へと繋げていく計画である。宿泊施設においては、地域の農業人口の増加を目的として、農業体験の際の宿泊所として利用する計画である。利用対象としては、金山地区には、飲食店、小売店、宿泊施設が無い場合、地域住民が飲食をしながら交流できる施設であるとともに、県外や市外から観光客に地域の魅力を知ってもらうための施設として利用していただく計画である。</p>
<p>施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか</p>	<p>○</p>	<p>施設の規模は、中心となる農家カフェの採算性をもとに検討。設置場所は、地域北部の東西に山林が迫るところを避け、南部の開けた土地で、地域を縦貫する幹線道路沿いの、南側に隣接する市街地（他地域）に近いところに設定。</p> <p>当施設は近隣の観光施設のチラシやお土産などを積極的に取り扱い、南陽市の観光案内所としての役割も担う計画である。施設内の宿泊施設においても、シャワーのみを設置予定で、市内にある赤湯温泉へ当施設の利用客を誘導する計画である。さらに、当施設で加工した6次化商品は観光協会の物産館や近隣の旅館などで販売をする計画である。また、現状、金山地区の避難所に指定されている公民館は、土砂災害警戒区域に指定されているため、</p>

			災害発生時は、当施設をバックアップ避難所として有効活用する計画である。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	(株)かねやま村では、金山地区の地域資源を活用した6次化商品の開発を行い、現在「ゴールドマウンテンプロジェクト」ブランドとして販売を実施している。当施設を建築することで、加工場が活用できるようになるため、魅力のある商品を素早く開発することができるようになるためブランド力の向上に繋がる。また、直売所スペースにて商品を販売することで利用客に魅力を発信することができるようになる。また、農家カフェ（レストラン）のメニューとして提供することで金山地区の農作物や6次化商品の魅力を知っていただくことができるようになる。運営に関しては、雇用されている従業員だけでなく、住民のボランティアによる協力や地域おこし協力隊の仕組みも活用される見込み。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	(株)かねやま村の取締役は、4人のうち2人が女性である。また、金山地区を未来に繋げていくことを目的として住民42人が株主となり会社を立ち上げているが、そのうち12人（約3割）が女性である。当施設の主軸である農家カフェ（レストラン）事業は女性に人気の業種であり、女性を最低30%以上は採用する計画であり、施設の店長についても女性が想定（希望）されている。
2-10	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	○	利用計画に対して、規模は適正である。また、必要最低限の機能を有する施設としており、施設の整備単価は近傍市町村の類似施設の整備実績単価と比較しても同程度の内容となっており、適正と認められる。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	ウッドショックに依る価格高騰は木材に止まらず、各方面の値上げが続く中、低コストを実現する為にプランニング段階より間取りや素材、歩留まりまで検討しており、建築、整備コストの低減

				に努めている。
	<p>付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）</p>	○		<p>付帯施設として、駐車場を整備する。駐車場について、近隣類似施設と比較して、大型バス用3台、普通車用20台は適正である。</p>
	<p>備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）</p>	○		<p>造作カウンターなど、建築物に固定して動かすことができない備品、設備以外の汎用性の高いものは交付対象としていないため、適正である。</p>
2-11	<p>整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か</p>	○		<p>整備予定場所は、農業生産者の利便性や地域住民による交流が図りやすい、地区内においての中心に近く、主要幹線道路沿いの立地であり、利便性が良い。また、地区内の中でも景観が随一の場所で高台になっているため視認性も良く、近隣観光スポットである赤湯温泉、熊野大社等からも、車で10分以内の距離であり、施設の利用客も見込まれることから集客の観点からみても現在の建設地が最適と判断した。(株)かねやま村は地域活性化を目的に地域住民42名が株主となった企業で、株主総会にて立地の選定を十分に議論して決定し、住民（農業従事者を含む）の理解も得ていることから、施設の設置目的から勘案して適正である。</p>
2-12	<p>施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか</p>	○		<p>土地所有者は、(株)かねやま村の株主であり、令和4年4月1日から30年間の契約を結ぶ予定である（耐用年数は22年）。現在、農振農用地区域の農地であるが、農振除外については、令和4年3月に決定予定である。農地転用及び開発許可については、令和4年4月に農業委員会へ許可申請予定で、同年5月に許可を受ける見込みである。</p>
2-13	<p>体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか</p>	○		<p>実施要領に定める基準を満たした施設を建築する計画である。金山地区では農業人口の高齢化が進んでおり、後継者不足や耕作放棄地の増加による問題が発生している。本地域において今後農業を守っていくためには、農業体験などの交流を通して本地区での</p>

				農業に興味を持って頂き、移住、定住に繋げていく必要がある。しかし本地域には現在宿泊施設が一つもない状況である。よって、農業体験等による交流を促進するために宿泊機能を備えた施設の整備が必要であると判断している。宿泊滞在スペースの設置も3室の計画であり、規模としても適正である。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	-		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	○		延べ床面積 284.9㎡(1F 193.8㎡、2F 91.1㎡)であり、1,500㎡以内である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)	○		<ul style="list-style-type: none"> ・上限事業費：1F地域資源活用交流促進施設 193.8㎡×290千円=56,202千円、2F農林漁業・農山漁村体験施設 91.1㎡×290千円=26,419千円 ・交付対象事業費： <ul style="list-style-type: none"> 1F本体分 55,945千円、外構等 7,194千円 2F本体分 23,796千円、外構等 4,499千円 ・施設毎の交付対象事業費は、施設毎の上限事業費の範囲内である。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	-		該当なし

	るか			
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—		該当なし
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—		該当なし
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—		該当なし
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		自己資金により整備することとし、スーパーL 資金及び地方銀行との協調融資によって資金を調達する計画である。なお、スーパーL 資金活用に向け、農業法人化等各種手続き中である。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		地元企業及び地元産材の積極的活用を図るため、競争参加資格を有する地元企業による指名競争入札を予定している。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		(株)かねやま村において適正に維持管理を行うとともに、減価償却費の内部留保によって施設の更新に備える計画である。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		策定している。初年度は収入が 39 百万円、支出が人件費、減価償却費等 55 百万円を見込んでおり収支はマイナスだが、売上が毎年増えることにより、5 年後には損益累計がプラスに転じ収支の均衡は取れる。また、中小企業診断士による経営診断を受け、適正との結果であった。 根拠資料：経営診断助言報告書の写し
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		他の事業との合体施行等の予定はない。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○		予定も含め、申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		農家の所得向上や、都市と農村の交流を主たる目的とする施設整

				備である。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		活用可能と考えられる他の施策がない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2342 号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	○		<p>関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金（山村活性化対策） <p>関連施策・取組名：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の解消に向けた取組 ・福祉、教育、観光等と連携した地域活性化に向けた取組 ・女性の能力の積極的な活用に向けた取組 ・地域別農業振興計画

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。